

行政財産の目的外使用許可に係る使用料について

1 行政財産の目的外使用許可に係る使用料

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、本来の用途又は目的外の使用を許可する場合には、使用料を徴収することとなっております。札幌コンベンションセンターにおいて、下記の用途で使用する場合は、下記の使用料を徴収いたします。

使用用途	使用面積・単位	使用料の額
目的外使用許可に係る使用料	1 m ² 当たり	46,291 円/年
自動販売機	1 台当たり	15,600 円/年

注) なお、使用料の額は、センターの財産台帳価格の改定その他の改定に伴い変更される場合があります。

また、実際の計算にあたっては端数処理により、金額が変わることがあります。

2 加算料

目的外使用許可を行うに当たっては、目的外使用許可に係る使用料のほか、札幌市がセンターについて支払う火災保険料について、使用許可面積相当分を加算料として徴収いたします。

項目	使用面積・単位	使用料の額
火災保険料	1 m ² 当たり	3.4 円

注) なお、加算料の額は、火災保険料の額の改定に伴い変更される場合があります。

また、実際の計算にあたっては端数処理により、金額が変わることがあります。

3 レストラン事業に係る目的外使用料及び加算料

レストラン事業実施に係る目的外使用料については、下記の使用料を納付していただきます。

項目	使用面積・単位	使用料の額
レストラン事業に係る使用料	444.00 m ²	20,553,418 円

また、レストラン事業実施に係る加算料につきましては、以下の額を徴収いたします。

項目	使用面積・単位	使用料の額
火災保険料	444.00 m ²	1,477 円

注) なお、加算料の額は、火災保険料の額の改定に伴い変更される場合があります。